

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)点検用ホイスト(B)の電動機において、電源の過負荷表示灯点灯及び絶縁抵抗測定値の低下が認められたため、当該電動機を点検・修理。	対象外	H28.2.19再審議にてグレード変更GⅢ→対象外
2	1号機	燃料取替機マスト振れ止め装置固定／開放用電磁弁(SV2)において、排気口より空気の漏えいが認められたため、当該電磁弁を交換。	GⅢ	
3	4号機	原子炉一次格納容器サンドクッション(圧力抑制室の水平方向荷重を吸収する構造物)点検において、北側のサンド(砂)内部に梯子らしき物があることが認められたため、当該物品を撤去。 なお、当該箇所はプラント建設以降、内部確認を実施しておらず。	—	H28.2.25再審議にて常設設備と確認されたため削除。
4	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(C)蒸発缶密度計において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該密度計を交換。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(C)蒸発缶入口流量計において、測定値不良(測定値の精度外れ及び測定値のふらつき)が認められたため、当該流量計を交換。	GⅢ	
6	その他	免震重要棟に設置の通信設備用充電器(A)系において、1ユニット故障表示の発生が認められたため、当該の原因調査・対策検討。 なお、通信設備用充電器A系については、残りの3ユニットで運用可能。	GⅢ	